

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会表彰規程

第1条 この規程は、長泉町内において、社会福祉事業に功労のあった者を表彰し、又は感謝状を贈り、その功を賛え労をねぎらい、もって斯業の進展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対し、これを行う。

- (1) 民生委員・児童委員又は保護司として各 10 年以上在職し、功労顕著であるもの
- (2) 社会福祉施設及び社会福祉事業団体の代表者又は従事者で 10 年以上勤務して功労顕著なもの
- (3) 町社会福祉協議会の役員として 10 年以上、職員として 15 年以上勤務して功労顕著なもの
- (4) 社会福祉施設又は社会福祉事業団体で、特に事業成績優良であるもの
- (5) 身体障害者又は母子世帯等の自力更生者で、他の模範となるもの
- (6) 第1号及び第2号に規定する以外の者で、労働的、経済的又はその他の方法により社会福祉事業に対し積極的に協力援助を行ってその進展に寄与したものの

第3条 感謝状は、次の各号の一に該当するものに対し、これを贈る。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司として、5 年以上 10 年未満在職し、功労顕著で退職したもの。
- (2) 社会福祉協議会の役員、社会福祉事業施設（里親を含む）及び社会福祉事業団体の役員又は従事者で 5 年以上 10 年未満勤続して功労顕著で退職したもの。
- (3) 本会に対し、1 年間に 10 万円（物資の場合は相当額を含む。以下同じ。）以上の金品の寄贈者
- (4) 技術労力等により、積極的に社会福祉事業に協力援助をなし、その功績が顕著であるもの。
- (5) その他社会福祉事業の功労者で、会長の認めるもの。

第4条 表彰及び感謝状の贈呈は会長が行い、表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。ただし、特別の事情があるときは、その都度行うことができる。

第5条 第2条及び第3条に係る在任、在職年数の計算は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年数は、その任務及び職務に就いた日から退任及び退職の日をもって算出する。
- (2) 年数は、中段してもその前後を通算する。
- (3) 同時に二以上の任務及び職務を兼ねた場合は、そのいずれか一の年数によるものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月16日改正し、同日施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉功労者（表彰・感謝状）推薦調書

社会福祉法人

長泉町社会福祉協議会

会長

様

推薦者 団体（等）名

代表者職氏名

印

該当項目	表彰規程第 条 第 号	推薦順位	
フリガナ 氏 名		性別	男・女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
住 所			
勤続（在職）年数	年 ケ月		
略歴			

* 表彰規程第2条第5号の推薦は、勤続年数を削除し、略歴欄へは家族の状況及び模範事項等を記入してください。